

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書		
	性質による分類	個 別 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号		
品 名 又は 件 名	移動式クーラー等の 借り上げ	松基L P S - X . 0 0 9 4 6		
		承 認	令 和	6 年 6 月 1 1 日
		作 成	令 和	6 年 6 月 1 0 日
		改 正	令 和	年 月 日
			令 和	年 月 日
		作成部 隊等名	施設隊	

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊松島基地航空祭において使用する移動式クーラー等の借り上げ（以下「役務」という）について適用する。

2 役務に関する要求

2.1 借上品目の規格及び数量

調達要領指定書による。

2.2 設置場所

調達要領指定書による。

2.3 搬入及び撤去時における給油

- 搬入時に発動発電機の燃料は、契約相手方が用意し、満タン状態とする。
- 撤去時に発動発電機の燃料は、官側において給油するものとする。

2.4 貸出（設置）及び引取（撤去）時期等

調達要領指定書による。

3 監督官及び検査

契約担当官の定める監督・検査事務処理要領に基づき実施する。

件 名	移動式クレー等の借り上げ
-----	--------------

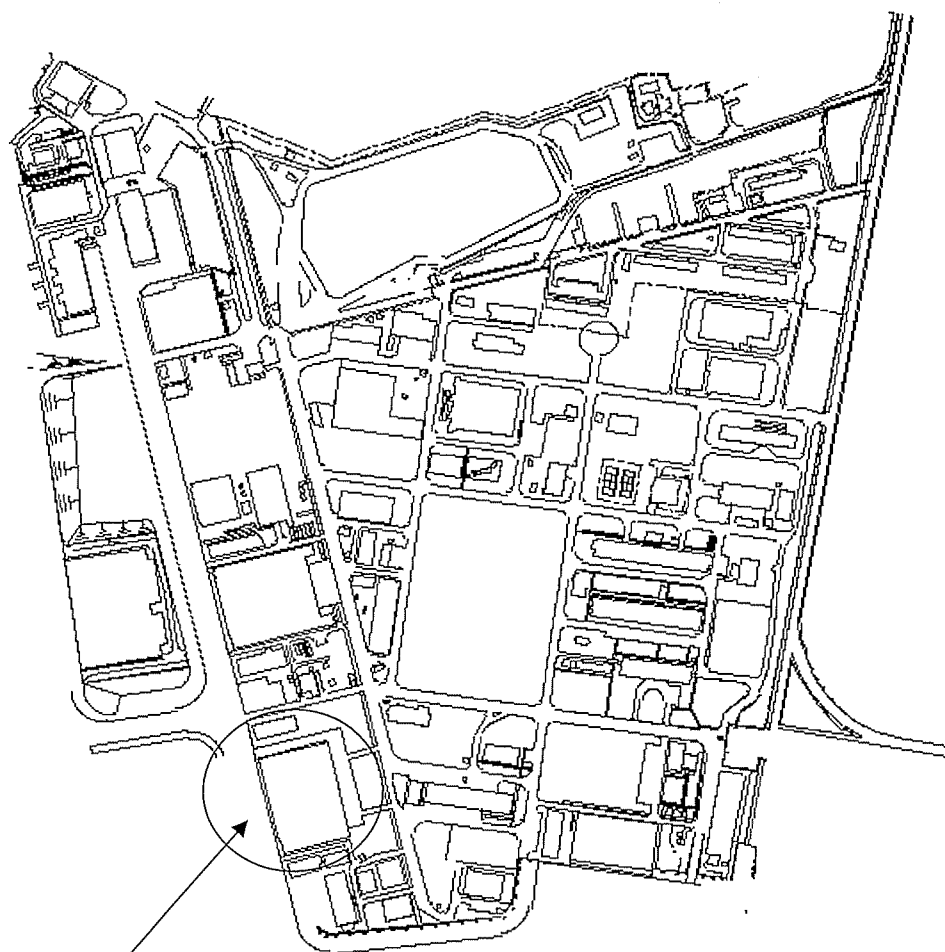
4 その他の事項

- a) 本役務のため基地内に入門する関係者は、指定された場所以外にみだりに立入りしてはならない。
- b) 役務写真は、作業前、作業中、作業後、材料検査及び目視できない箇所の作業状況、その他監督官の指示により撮影し、各1枚をアルバムに整理し、提出するものとする。また、写真撮影は定点、同一方向から撮影するものとする。
- c) 作業時間は、平日の0815～1700を基準とする。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は場合はこの限りではない。また、夜間及び平日以外に役務を行う場合は別に定める様式により監督官に申請するものとする。
- d) 設計図書及び写真等を、本役務に使用する以外の目的で、第三者に使用させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。
- e) 契約相手方は、発注者から貸与された図面等を、履行完了後すべて監督官に返納するものとし、写真データは、完成検査完了後、削除するものとする。
- f) 本役務のため基地内に入門する関係者は、松島基地所定の諸規則に従って行動するものとする。
- g) 契約相手方は、他の工作物等に損害を与えないように作業するものとする。損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、契約相手方の負担において復旧するものとする。また、第三者等に損害を与えた場合には、速やかに監督官に報告し、契約相手方の責任において補償するものとする。
- h) 緊急事態の発生に備え、あらかじめ「緊急連絡先一覧表(様式任意)」を作成し監督官に提出するものとし、1部を保管しておくものとする。

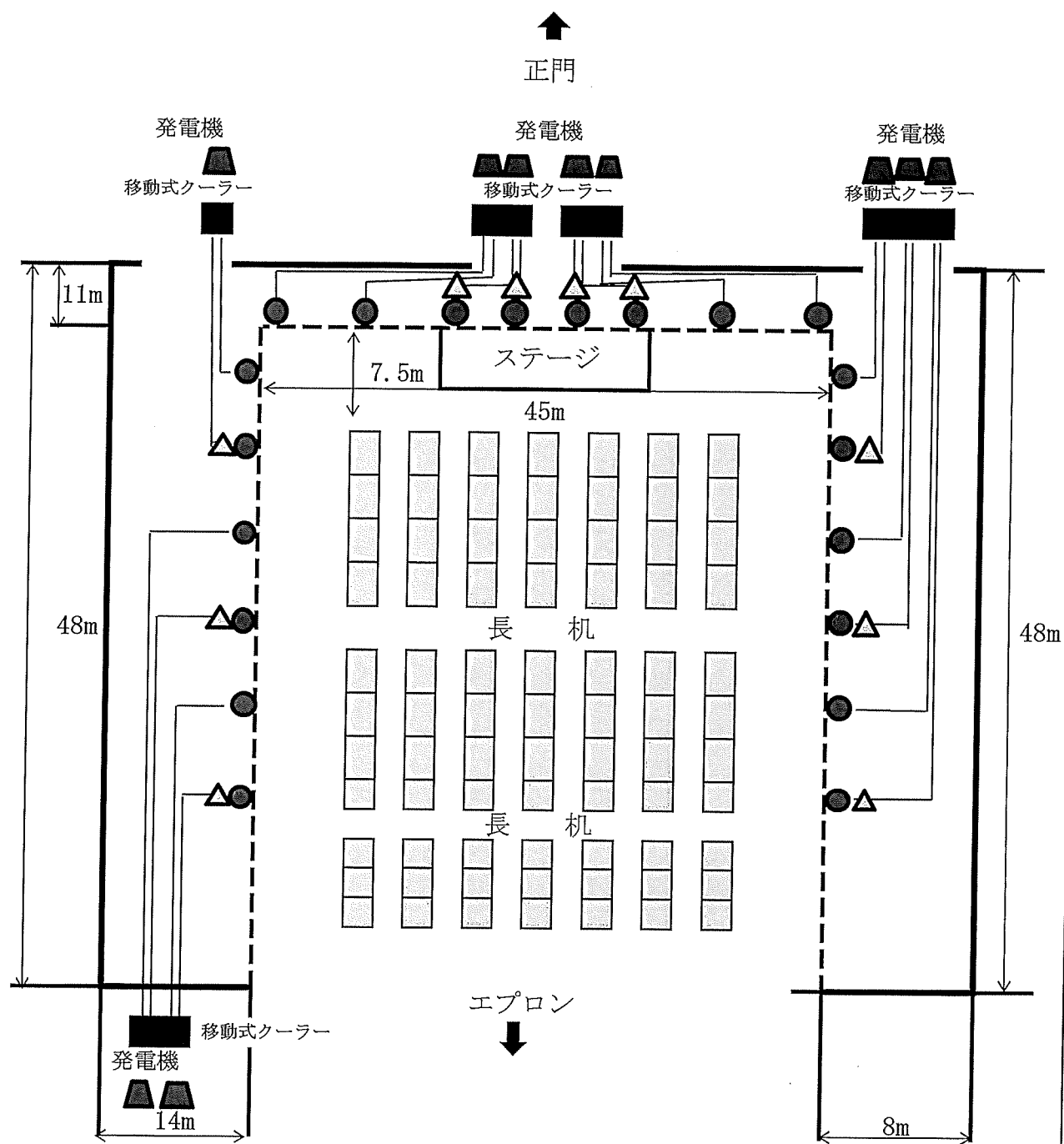
調達要領指定書			
調達要領指定書	調達要求番号	LN訓演－２５	
	調達要求年月日	令和 ７年 ６月 ９日	
	作成部隊等名	第４航空団施設隊	
	作成年月日	令和 ７年 ６月 ４日	
件名	移動式クーラー等の借り上げ		
仕様書番号	松基ＬＰＳ－Ｘ００９４６		
２ 役務に関する要求			
２.１ 借上品目の規格及び数量			
借上品目の規格及び数量は表のとおりとする。			
表－借上品目の規格及び数量			
品 名	規 格 等	単 位	数 量
移動式クーラー	冷房能力６２KW以上 吹出し口２か所 三相２００V	台	１０
発動発電機	２００V ８０KVA以上 騒音値６４dB程度	台	１０
移動式クーラー用ダクト	口径３００mm±１０mm 長さ５m以上	本	１５０
脚立	高さ２m以上	台	１０
２.２ 設置場所			
設置場所については、別図第１及び第２のとおりとし、細部は監督官の指示による。			
２.４ 貸出（設置）及び引取（撤去）期限等			
a) 貸出（設置）期限			
令和７年８月２８日（木）１７００まで			
b) 引取（撤去）期限（完成検査含）			
１) 屋外			
令和７年８月３１日（日）１７００から同年９月５日（金）１７００まで			
２) 屋内			
令和７年８月３１日（日）１７００から同年９月１日（月）１７００まで			

案内図

設置場所



移動式クーラー設置図



凡 例

- 吹出し口 20 か所
- ダクト
- ▲ 発電機 × 10
- 移動式クーラー × 10
- △ 脚立 2m × 10
- つい立

ダクト吹出し配置図

